

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊仙台駐屯地
東北方面会計隊本部業務科長 青山 明雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6N131CC00020		6MYM1AA0016 0001					
品名 または 件名							
1 5 5 mm自走榴弾砲の鉄道コンテナへの積載検証役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
岩手駐屯地			総監部装備部後方運用課				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
和田1尉（2764）			令和8年4月21日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科

なお、入札心得等については、東北方面会計隊本部業務科契約班で提示し、仕様書等は、業務科契約班において配布する。
また、東北方面会計隊入札情報サイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/neahp/koukoku/finindex.htm>)にて掲載している。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年4月16日(木) 11時00分 会計隊本部 3階 中央ホール

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格の役務の提供等「D」等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

エ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。

ク カの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(イ) 資本関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、bについて子会社的一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中

の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の場合を除く。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(ア)又は(イ)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合は入札参加を認めない。

(3) 郵便入札書受領期限

入札日前日の午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日午後5時)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(5) 落札決定方法

消費税抜きの『総額』で入札するものとし、当隊所定の予定価格から消費税相当額を差し引いた金額以下の最低入札者を落札者とする。(同価の場合は抽選により決定する。)ただし、予算決算及び会計令第85条の基準による基準価格を下回った場合、落札者の決定を保留し、落札者は後日決定する。その際、その基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取(以下「低落調査」という。)に協力すること。

(6) 保証金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(7) 入札の無効

ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。(押印を省略する場合、責任者又は担当者の氏名及び連絡先の記載が無いもの。)

エ その他入札に関する条件に違反した入札

オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(8) 契約書作成の要否

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式により契約書を作成提出する。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(税込価格)とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(9) 代金の支払いに関する事項

請負代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受領した日から、30日以内とする。

(10) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を入札書余白に明記すること。(明記がない場合は無効とする。)

* 誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

イ 入札参加者は「入札及び契約心得」に明示してある内容を了承した上で入札に参加する旨を入札書余白に明記する

こと。（明記がない場合は無効とする。）

* 記載要領

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

ウ 電報・電話による入札は認めない。

エ 入札参加者は、資格決定通知書の（写し）を提出すること。

オ 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状の提出が必要となります。

カ 適用する条項

(ア) 役務請負契約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

キ その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科 契約班

T E L 022-231-1111 内線 3897

F A X 022-235-6641 担当 渡邊

ク 仕様書に関する事項

陸上自衛隊仙台駐屯地 総監部装備部後方運用課

T E L 022-231-1111 内線 2764

担当 和田

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		調達要求番号		6N131CC00020		物品番号		物品番号		品名		単位		数量		単価		金額		銘柄		納地		指定	
NO						品		部品番号 または 規格										使用期限等		引渡場所		検査		包装	
						使用器材名				仕様書番号		ST		1.00				グループ		岩手駐屯地					
1						6MYM1AA0016		0001														総監部装備部後方運用課			
						155mm 自走榴弾砲の鉄道コンテナへの機械検証役務																和田 1 尉（2764）			
						仕様書のとおり																令和8年4月21日			

調達要求番号： 6MYM1AA0016

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
1 5 5 mm 自 走 榴 弾 砲 の 鉄 道 コ ン テ ナ への積載検証役務	第 1 6 号	
	作 成	令和 8 年 4 月 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等	東北方面総監部装備部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東北方面総監部において実施する、155mm自走榴弾砲（以下、火砲という。）の鉄道コンテナへの積載検証役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001ACによる。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書：GLT-CG-Z000001AC 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、火砲を鉄道輸送する際の積載適合性を検証するため、民間事業者が保有するコンテナ及び荷役器材を活用した、安全かつ確実な火砲のコンテナへの積載・固縛・卸下作業とする。

2.2 役務内容

2.2.1 検証日時

検証日時は、令和8年4月21日（火）（予備日：令和8年4月22日（水））とする。

2.2.2 検証実施場所

積載実施場所は、岩手駐屯地内整備工場前エプロンとする。

2.2.3 積載品目・数量

積載品目は、火砲1門とし、火砲の諸元は調達要領指定書によって指定する。

2.2.4 検証用31フィートコンテナの調達・配置

契約の相手方は、以下のコンテナを各1基、岩手駐屯地に搬入・設置すること。

U54A形式相当 内寸：長さ9.245mm、幅2.310mm、高さ2.210mm

2.2.5 荷役器等材の調達・操作

契約の相手方は以下の荷役器材を各1両、岩手駐屯地に搬入すること。

a) 50トンクレーン

火砲を安全に吊り上げコンテナ内へ設置可能な能力を有するラフデレンクレーン

b) 23トンフォークリフト

火砲を安全に積載可能な能力を有する大型フォークリフト

2.2.6 オペレーターの配置

有資格者による操作及び玉掛け作業の実施

2.2.7 固縛資材等の準備

契約の相手方は、チルローラー及びJ I S規格に適合したワイヤーロープ、チェーン締機、プロテクター及びタイヤストッパーを準備すること。

3 役務実施上の統制事項

3.1 火砲の取扱要領

積載・卸下間には、火砲の保全に留意し、紛失、損傷等を防止する。

3.2 役務間に生じた事故に対する処置

役務間に生じた官側に過失のない事故は、契約の相手方が速やかに復旧の処置を講ずる。

なお、費用は契約の相手方の負担とする。また、復旧が困難な場合は代替となる処置を速やかに講じて検証作業を継続する。細部については、契約担当官等との協議による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続きを行い、写真撮影をする場合は、官側の許可を得るものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業間、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路等）は、当該駐屯地等の規則並びに駐屯地等関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.3 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官等の承認を得て、官側の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地等施設の利用
- b) 作業に必要な機材、電力、動力等の使用及び支援
- c) その他契約履行に必要な事項

4.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講じるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起する。また、作業工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等、安全管理を徹底する。

4.5 連絡態勢

役務間は、契約相手方は営業時間の内外を問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保しなければならない。

4.6 不測事態発生時

- a) 発生した場合は直ちに、発生日時・場所、状況及び当面の処置要領を適宜報告する。
- b) 報告先は、調達要領指定書によって指定する。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001ACの8.3による。

5 調整先

東北方面総監部装備部後方運用課

2佐 谷川 拓郎 022-231-1111 (内線2274)

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和8年4月3日
	作成部隊	東北方面総監部装備部後方運用課
	作成年月日	令和8年4月3日
品名	155mm自走榴弾砲の鉄道コンテナへの積載検証役務	
仕様書番号	第16号	

指定事項：今回の調達は、次による。

1. 仕様書 2.2.3 輸送品目・数量に示す火砲の諸元，数量及び内容品は，下表による。

火砲諸元				数量 (個)	備 考
長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	重量 (t)		
9.80	2.60	2.50	9.6	1	※長さ及び幅、高さについて短縮する処置を講ずる。

2. 仕様書 4.1 提出書類は，下表による。

提出書類	記載内容	数量	提出時期	提出先
立入者名簿	立入者の氏名，国籍，所属会社名，車両番号・車種，入門予定時間	1	立入日の前日まで	東北方面総監部装備部後方運用課

3. 仕様書 4.6 報告先は，次による。

東北方面総監部装備部後方運用課

1等陸尉 和田 貴詞 022-231-1111 (内線 2764)

